

株式会社香川県建築住宅センター 省エネ法判定業務約款

(責務)

- 第1条** 提出者（以下「甲」という。）及び株式会社香川県建築住宅センター（以下「乙」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、同法施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）及びこれに基づく命令等を遵守し、この約款（計画書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「株式会社香川県建築住宅センター省エネ法判定業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、この引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
 - 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
 - 甲は、規程に基づき算定しこの契約書に記載された額の手数料を第3条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
 - 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、計画に関する情報を遅延なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
 - 甲は、乙が業務上必要な調査又は判定を行うことができるように協力しなければならない。

(業務期日)

- 第2条** 乙の業務期日は、引受承諾日から14日を経過する日とする。
- 乙は、甲が前条第5項、第6項及び第5条第1項に定める責務を怠った時その他の乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合は、甲に対しその理由を明示の上、業務期日を延長することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他必要事項については、甲乙協議して定める。

(手数料の支払期日)

- 第3条** 甲が支払う手数料の支払期日は、引受承諾書の交付日とする。ただし、甲と乙が別途協議により合意した場合は、この限りでない。

(手数料の支払方法)

- 第4条** 甲は、前条による手数料を、現金または乙が指定する銀行口座への振込みにより乙に支払う。なお、振込みに要する費用は甲の負担とする。

(設計住宅性能評価審査中の計画変更)

- 第5条** 甲は、適合判定前に甲の都合により計画を変更する場合は、速やかに乙に変更部分の関係図書を提出しなければならない。
- 変更に係る部分が当初の計画の全体の床面積の三分の一を超えた場合など、大規模なものにあっては、甲は、当初の計画を取り下げ、別件として改めて乙に計画を提出しなければならない。
 - 前項の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

- 第6条** 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- 乙が、正当な理由なく、業務を第2条に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合

- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げ旨を通知してこの契約を解除することができる。
 - 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料の返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
 - 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときはその賠償を乙に請求することができる。
 - 5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを返還せず、また当該手数料がまだ支払われていないときはこの支払いを甲に請求することができる。
 - 6 第2項の契約解除の場合、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。
 - 7 第2項の契約解除の場合、乙は、甲に関係図書を返還するものとする。

(乙の解除権)

- 第7条** 乙は、甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合は、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料がまだ支払われていないときはこの支払いを甲に請求することができる。
 - 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(電子申請)

- 第8条** 甲の提出が、電子申請の方法により行われた場合において、乙は、次の各号について、電子情報処理組織にて交付を行う。ただし、交付方法については、甲乙協議の上で、別途定めることができる。
- 2 乙は、業務規程第3条に規定する判定業務を行う時間（以下「業務時間」という。）内に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は速やかに、業務時間外に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は次の業務時間内に、それぞれ業務規程第8条に規定する審査を行い、当該申請を引き受けるものとする。
 - 3 乙の電子申請に係る電子申請に係る業務を行う事務所は、業務規程第4条に規定する事務所とする。

(秘密保持)

- 第9条** 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してならない。

(損害賠償)

- 第10条** 甲及び乙はこの契約に定める業務に関し発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限を申請手数料の10倍までとする。

(別途協議)

- 第11条** この契約に定めのない事項、またはこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則により協議のうえ定めるものとする。

(附 則)

この約款は、令和7年4月1日から施行する。